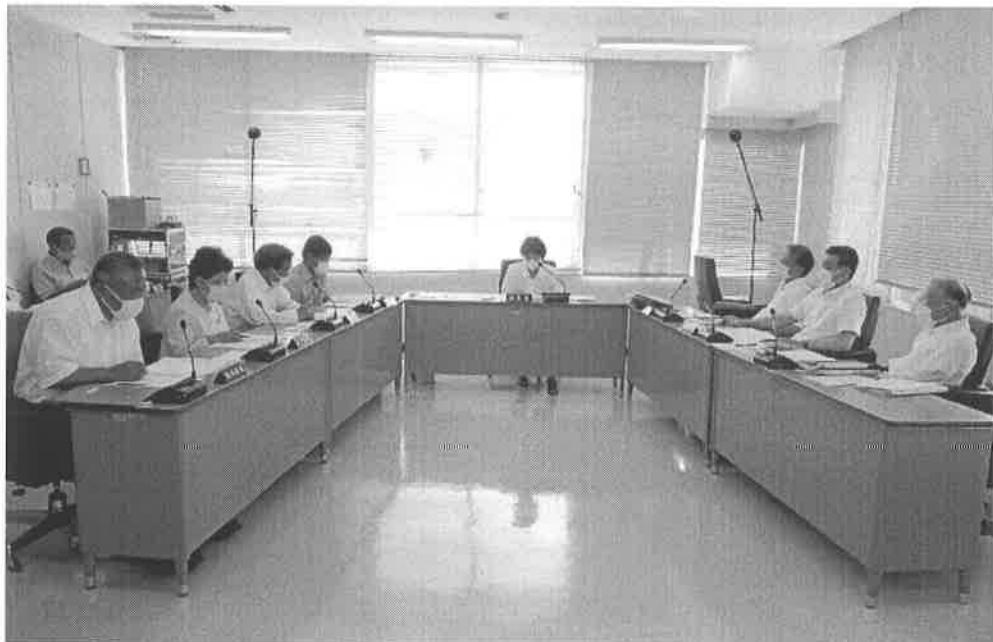


# いちき串木野市議会 議会改革推進特別委員会 《最終報告書》



令和 3 年 9 月 17 日  
議会改革推進特別委員会

## 【目 次】

1. はじめに	【1】
2. 設置期間、目的、組織	【2】
(1) 特別委員会の設置期間	
(2) 設置の目的及び根拠	
(3) 組織及び委員名簿	
3. 調査項目（14項目）	【3】
4. 委員会の開催	【4】
(1) 議会改革推進特別委員会（委員8人）	
(2) タブレット導入推進委員会（委員4人、分科会）	
(3) タブレット活用推進委員会（委員6人）	
5. 中間報告、経過報告	【5～6】
6. 調査項目に対する結論及び方向性	【7～11】
7. その他（資料等）	【12～57】
(1) 調査項目（14項目）に対する考え方、現状、課題	
(2) 報告資料（結論及び方向性が決定した12項目）	

## 1. はじめに

二元代表制の一翼を担う市議会の活性化及び議会機能の強化を図るために、令和2年3月、「いちき串木野市議会 議会改革推進特別委員会」を設置し、調査・研究を進めてきた。

令和3年9月までに24回の特別委員会を開催し、当初で設定した14の調査項目について調査・研究を進め、12項目において「結論及び方向性」を決定したが、残る2項目は、最終的に「結論に至らず」との結果となった。

今後も調査・研究が必要な項目であることから、改選後の議会構成において対応されることを期待したい。

令和2年9月には中間報告を行い、令和3年2月から8月にかけては4回の経過報告を行なうなど、調査を進める過程において、逐次、議長への報告を行ってきた。併せて、議会運営委員会へ報告を行うとともに、議員全員協議会において全議員へ周知してきた。

「タブレット端末の導入（ペーパーレス）」の項目では、「タブレット導入推進委員会（分科会）」を設置し、重点的に研究を進める中で、曾於市議会への先進地視察も実施した。

また、「高校生との意見交換会」の項目では、新たな取組として推進することを決定し、「議員と語る会」の項目では、開催頻度や会場、意見交換の方法などの細部にわたり協議を行い、結論及び方向性を導き出している。

今回、1年6ヶ月と限られた特別委員会の設置期間の中で、各委員が積極的に意見を交え、議会の活性化や議会機能の強化のために知恵を出し合い、さらには一般質問や議員研修会の項目において前向きな議論が交わされたことは、今後の議会活動に有益な議論の流れができたと感じている。

このたび、議会改革推進特別委員会における調査の終了にあたり、これまでの調査・研究の結果等について、最終報告する。

## 2. 設置、目的、組織

### (1) 特別委員会の設置期間

令和2年3月27日から 令和3年9月30日まで

### (2) 設置の目的及び根拠

二元代表制の一翼を担う議会の活性化及び議会機能の強化を図るため、議会機能の在り方・意義の再確認、審議の活性化、議員定数及び議員報酬の検証、本会議及び委員会運営の方法等について、「議会改革推進特別委員会」を設置し、調査・研究を行う。

### (3) 組織及び委員名簿

#### ①議会改革推進特別委員会

[委員8人で構成（各常任委員会から4人ずつ）]

○委員長	東 育代	○委 員	江口 祥子
○副委員長	中村 敏彦	○委 員	田中 和矢
○委 員	吉留 良三	○委 員	宇都 耕平
○委 員	松崎 幹夫	○委 員	
○委 員	濱田 尚	○委 員	
○委 員	福田 清宏		

※宇都耕平委員は令和2年8月まで。

※江口祥子委員は令和2年8月から。

#### ②タブレット導入推進委員会（分科会）

[委員4人で構成（議会改革推進特別委員の中から選出）]

※令和2年10月～令和3年6月

○委員長	濱田 尚	○委 員	東 育代
○委 員	中村 敏彦	○委 員	
○委 員	福田 清宏		

#### ③タブレット活用推進委員会

[委員6人で構成（議会改革推進特別委員の中から選出）]

※令和3年6月～令和3年11月

○委員長	濱田 尚	○委 員	松崎 幹夫
○副委員長	中村 敏彦	○委 員	
○委 員	吉留 良三	○委 員	
○委 員	東 育代	○委 員	福田 清宏

### 3. 調査項目

◆特別委員会を設置後、当初で14の調査項目を設定

- (1) 常任委員会の所管事務報告について
- (2) 議員定数について
- (3) 議員報酬について
- (4) 一般質問の充実について
- (5) 議員と語る会について
- (6) 高校生との意見交換会について
- (7) タブレット端末の導入（ペーパーレス）について
- (8) 議員研修の充実・強化について
- (9) 定例会会期等の検討について
- (10) 予算及び決算の審査方法について
- (11) 議長及び副議長の選挙（所信表明）について
- (12) 議会基本条例の見直しについて
- (13) 大規模災害対応指針の策定について
- (14) 政策提言の取組について

※各項目の現状や課題等については、次ページ以降に掲載

## 4. 委員会の開催

### (1) 議会改革推進特別委員会

- ・第1回特別委員会（令和2年3月27日）
- ・第3回特別委員会（令和2年4月23日）
- ・第5回特別委員会（令和2年5月29日）
- ・第7回特別委員会（令和2年8月5日）
- ・第9回特別委員会（令和2年10月7日）
- ・第10回特別委員会（令和2年10月28日、曾於市議会への先進地視察）
- ・第11回特別委員会（令和2年11月10日）
- ・第13回特別委員会（令和2年12月25日）
- ・第15回特別委員会（令和3年1月29日）
- ・第17回特別委員会（令和3年4月15日）
- ・第19回特別委員会（令和3年5月18日）
- ・第21回特別委員会（令和3年7月2日）
- ・第23回特別委員会（令和3年8月10日）
- ・第2回特別委員会（令和2年4月16日）
- ・第4回特別委員会（令和2年5月15日）
- ・第6回特別委員会（令和2年7月8日）
- ・第8回特別委員会（令和2年8月21日）
- ・第12回特別委員会（令和2年11月20日）
- ・第14回特別委員会（令和3年1月19日）
- ・第16回特別委員会（令和3年3月8日）
- ・第18回特別委員会（令和3年4月18日）
- ・第20回特別委員会（令和3年5月26日）
- ・第22回特別委員会（令和3年7月26日）
- ・第24回特別委員会（令和3年9月2日）

### (2) タブレット導入推進委員会

- ・第1回タブレット導入委員会（令和2年10月14日）
- ・第2回タブレット導入委員会（令和2年11月16日）
- ・第3回タブレット導入委員会（令和2年11月26日）
- ・第4回タブレット導入委員会（令和3年1月29日）
- ・第5回タブレット導入委員会（令和3年2月10日）
- ・第6回タブレット導入委員会（令和3年3月1日）
- ・第7回タブレット導入委員会（令和3年4月28日）
- ・第8回タブレット導入委員会（令和3年6月22日）

### (3) タブレット活用推進委員会

- ・第1回タブレット活用委員会（令和3年7月2日）
- ・第2回タブレット活用委員会（令和3年7月26日）
- ・第3回タブレット活用委員会（令和3年8月24日）
- ・第4回タブレット活用委員会（令和3年8月27日）

※タブレット導入に関する関係課との打ち合わせ会（令和3年4月5日開催）

〔総務課・財政課・経営改革課・議会事務局〕

## 5. 中間報告、経過報告

### (1) 特別委員会中間報告（令和2年8月21日）

3調査項目について概ね結論や方向性が決定したこと、併せて早急に取組を進めるべき事由（指針の策定）があることから、令和2年第4回いちき串木野市議会定例会（9月議会）において、中間報告を行った。

#### 【報告の項目】

- ①議員定数及び議員報酬について
- ②タブレット端末の導入（ペーパーレス）について
- ③大規模災害対応指針の策定について

### (2) 特別委員会経過報告（1回目：令和3年2月2日）

3調査項目について経過報告を行った。

定例会運営に直接関係する項目及び条例等の改正が必要な項目があることから、議長に報告するとともに、議会運営委員会での確認を求めた。

#### 【報告の項目】

- ①定例会会期等の検討について
- ②予算及び決算の審査方法について
- ③議会基本条例の見直しについて

### (3) 特別委員会経過報告（2回目：令和3年3月8日）

タブレット導入推進委員会からの経過報告を受けて、本市議会及び議員活動充実のためには、早急にタブレット導入を加速させる必要があることから、経過報告を行った。

#### 【報告の項目】

- ①タブレット端末の導入（ペーパーレス）について

### (4) 特別委員会経過報告（3回目：令和3年6月18日）

3調査項目について経過報告を行った。

「議員と語る会」及び「高校生との意見交換会」に関する項目では調査結果の報告を行い、「議長及び副議長の選挙（所信表明）」に関する項目では、議員申し合わせ事項等への整備が必要なことから、議長に報告するとともに議会運営委員会の確認を求めた。

#### 【報告の項目】

- ①議員と語る会について
- ②高校生との意見交換会について
- ③議長及び副議長の選挙（所信表明）について

## (5) 特別委員会経過報告（4回目：令和3年8月13日）

2調査項目について経過報告を行った。

「一般質問の充実について」の項目では、さらなる充実のために、提案事項として6項目を提案することを決定した。

「議員研修の充実・強化について」の項目では、現状や課題を把握するなかで、テーマの決定や進行の仕方等について議論し、今後の議員研修会での取り決めなどを決定した。

### 【報告の項目】

- ①一般質問の充実について
- ②議員研修の充実・強化について

## ◎タブレット導入推進委員会から議会改革推進特別委員会へ

### 提出された経過報告（令和3年3月1日）

「タブレット導入（ペーパーレス）」に関する調査項目については、タブレット導入推進委員会において、下記の6つの小項目に分けて調査・研究が行われ、各項目の結論及び方向性が概ね決定したことから、タブレット導入推進委員会から議会改革推進委員会に対して経過報告がなされた。4項目の完了報告がなされたほか、残る2項目は継続して調査を行うことも示された。

（この時点で4項目の調査が完了、2項目が継続）

- ①機種・サイズについて・・・・・・・・・・・・ [継続中]
- ②資料等の確認方法について・・・・・・・・・・・・ [完了]
- ③ペーパーレス化の推進について・・・・・・・・ [完了]
- ④データ通信について・・・・・・・・・・・・ [完了]
- ⑤導入台数（議会・当局）について・・・・ [継続中]
- ⑥習熟度向上への対応について・・・・・・・・ [完了]

※継続中とした「①機種・サイズ」、「⑤導入台数（議会・当局）」については、令和3年6月までに決定している。

## 6. 調査項目に対する結論及び方向性

### (1) 常任委員会の所管事務報告について

【結果】……十分な審査ができず結論はでていない。

改選以降、議論を深めてほしい。

### (2) 議員定数について

【結論、まとめ】……現議員定数 16 人は適正。

### (3) 議員報酬について

【結論、まとめ】……議員報酬は現状維持。

(議長 38 万 7,600 円、副議長 30 万 4,200 円、委員長 29 万 700 円、議員 28 万 1,000 円)

### (4) 一般質問の充実について

#### 【結論、まとめ】

一般質問の充実については、先ずは、様々な視点のもとで現状を把握することから始めた。委員から出された多くの意見等を集約・検証するとともに、既定事項（議員申し合わせ）の確認を行い、一般質問を充実させるための提案を行うこととした。

#### (提案事項)

- ①近年、市長答弁が少なくなっていることに鑑み、質問の仕方や文言の使い方を工夫する。
- ②市民や傍聴者を常に意識し、分かりやすい表現や文言で質問の組立を行う。
- ③市長と議員は対等であることから、敬語等の使い方を再確認する。
- ④誤った数値等の発言を防ぐため、事前調査や下調べを徹底する。
- ⑤研修会や勉強会を開催し、質問力の向上に努める。
- ⑥不適切な発言や言葉づかい、差別的な発言には注意する。

### (5) 議員と語る会について

#### 【結論、まとめ】

(協議 1) 議員と語る会の開催頻度等について

- 毎年開催するが、会場数を減らして実施する。
- 団体との意見交換会は今までのとおりとする。
- 班の編成については、2 班体制（各班 8 人）とする。

(協議 2) 議員と語る会の内容について

- いくつかテーマを設けて地区に投げかけ、その中から選択したテーマで

意見交換をする。また、地区からテーマの要望があれば対応する。

○議会報告の時間を 10 分から 15 分程度減らし、意見交換を重点的に行う。

#### (協議3) 議員と語る会の会場について

○会場は近い地区をまとめて、全部で 8 会場とする。

・地区は、冠岳と生福、上名と大原、中央と本浦、野平と旭、照島、

荒川と羽島、川南と川北、湊・湊町と川上とする。

・会場は、基本的には毎年各会場を交替でまわる。

### (6) 高校生との意見交換会について

#### 【結論、まとめ】

○高校生との意見交換会を開催する。

いちき串木野市内の 3 高等学校を対象とする。

(串木野高等学校・市来農芸高等学校・神村学園高等部)

○開催基本要項を策定。

※本年度、串木野高校生との意見交換会を実施することで取組んでいたが、

新型コロナウィルス感染症の影響を考慮し、やむなく中止（延期）とした。

※開催基本要項のほかに、意見交換会の進め方、意見交換の基本ルール、

会場配置、タイムテーブル（進行表）などについても既に確認済。

### (7) タブレット端末の導入（ペーパーレス）について

#### 【結論、まとめ】

##### (協議1) タブレット端末の導入の可否について

○タブレット導入を進めることで決定。

○タブレット導入に向けて詳細事項を調査・研究するために、専門の推進委員会  
(タブレット導入推進委員会) を設置する。

##### ◎タブレット導入推進委員会

#### 【協議事項、結論、まとめ】

##### (1) 機種・サイズについて

① OS については、iOS (アイオーエス) とする。

② タブレットのサイズは A4 サイズと同等とする。

##### (2) 資料等の確認方法について

①会議資料の閲覧は、SideBooks (サイドブックス) のアプリを用いる。

##### (3) ペーパーレス化の推進について

①タブレット導入 1 年後のペーパーレス化を目指す。

②ペーパーレス化の時期について、次のとおり対応を分ける。

・メモ等を記入するものは、1 年後（令和 4 年 12 月）から開始。

・内容を確認するだけのものは、半年後（令和 4 年 6 月）から開始。

##### (4) データ通信について

①sim カードのデータ通信容量は、1 台あたり 2 ギガ程度とする。

- ②sim カードの通信料金負担は、公費負担とする。
- (5) 導入台数（議会・市当局）について
- ①導入台数は 50 台（議会 20 台・当局 30 台）とする。
- (6) 習熟度向上への対応について
- ①議員自身の自発的な活用に向けて、継続的に操作研修を行う。
- ②議員自身のタブレットの自発的な活用に向けて、「タブレット活用推進委員会」を立ち上げ、継続的に操作研修を行う。

#### ◎タブレット活用推進委員会

第 1 回活用推進委員会を令和 3 年 7 月 2 日に開催して、「タブレット使用の取り決め（案）」について協議を行った。7 月 15 日の議員研修会での説明及び確認を経て、7 月 26 日に第 2 回活用推進委員会を開催して「タブレット使用の取り決め」を策定した。

令和 3 年 8 月に行われた入札がタブレット端末の品薄により不調となったことから、第 3 回及び第 4 回活用推進委員会を開催し、タブレットのサイズ（大きさ）を「12.9 インチ」から「10 インチ以上」に変更すること、また、端末の OS を iOS 以外のものを含めて広く募り、年度内の端末導入を進めることを決定した。

### （8）議員研修の充実・強化について

#### （協議・検討事項）

1. これまでの議員研修会を振り返り、現状や課題を把握する。
2. 議員研修会を行う目的やゴールを設定する。
3. 今後の議員研修会での取り決め（ルール）を決める。

#### 【結論、まとめ】

今後の議員研修会が「議員の資質向上」や「議会の活性化」につながるよう、議会運営委員会や進行議員のほか、研修会に参加する議員全員が今回定めた取り決め（ルール）を守りながら、主体的に取り組むこととする。

※調査研究の過程において、ワークショップ形式により協議・検討を行い、意見等のとりまとめを行った。

### （9）定例会会期等の検討について

#### 【結論、まとめ】

##### （協議 1）開会日に、議案質疑及び委員会付託ができるか

○開会日に、原則として議案質疑及び委員会付託を行う。ただし、議案の上程数が多いときはこの限りでない。

○議案質疑での質問が少ないので、事前の勉強が必要である。

##### （協議 2）一般質問と常任委員会の順序について

○これまでどおり、一般質問→常任委員会の順とする。

##### （協議 3）議案について、内容次第では委員会付託を省略し即日採決できないか

○原則として、専決事項は委員会付託を省略して採決する。

○令和 3 年第 1 回市議会定例会から適用する。

※定例会（3 月・6 月・9 月 12 月）ごとの会期日程について整理した。

## (10) 予算及び決算の審査方法について

### 【結論、まとめ】

#### (協議 1) 審査体制について

○多くの意見が出され議論をしたが、「結論に至らず」との結論となった。

○結論には至らなかったことにより、当初予算の審査については、これまでどおり予算審査特別委員会（議長を除く全議員）で審査する。決算の審査についても、これまでどおり決算審査特別委員会（議長・監査委員を除く全議員）で審査することとした。

#### (協議 2) 質疑の事前通告の導入について

○予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、「質疑の事前通告」を導入し、令和 3 年度の当初予算審査から適用する。

○通告にあたっては「質疑の事前通告書」を議長に提出する。

○「質疑においては事前通告ができる」という考え方のもと、特別委員会では事前通告がなくてもこれまでどおり質疑はできるものとする。

※詳細は、「議員申し合わせ事項」に定める。

## (11) 議長及び副議長の選挙（所信表明）について

### 【結論、まとめ】 ……議長選挙及び副議長選挙の際、所信表明を本会議場で行う。

※詳細は、「議員申し合わせ事項」に定める。

※令和 3 年 11 月 13 日以降に実施される臨時会から実施する。

## (12) 議会基本条例の見直しについて

### 【結論、まとめ（条例の一部改正）】

○議会基本条例の中に、

「いちき串木野市議会大規模災害対応指針及び行動マニュアル」に関する条文を追加する。

○議会基本条例の前文（P1）中、

下から 3 行目の「政治倫理の遵守」のあとに「、大規模災害時の対応」を加える。

○議会基本条例第 4 条（P3）の解説 4 の文章中、

「市民と語る会」を「議員と語る会」に改正する。

○議会基本条例第 20 条（新第 21 条、P9）中、

検証の回数「1 年に 1 回」を「2 年に 1 回」に改正する。

### (13) 大規模災害対応指針の策定について

#### 【結論、まとめ】

○「いちき串木野市議会大規模災害対応指針及び大規模災害対応行動マニュアル」  
を新たに策定する。

※令和2年10月1日議会告示第2号により策定。

※市ホームページに公開。

### (14) 政策提言の取組について

#### 【結果】……十分な審査ができず結論はでていない。

改選以降、議論を深めてほしい。

## 調査項目(14項目)に対する考え方、現状、課題

## ○調査項目(議会改革推進特別委員会)

1. 常任委員会の所管事務報告について
2. 議員定数について
3. 議員報酬について
4. 一般質問の充実について
5. 議員と語る会について
6. 高校生との意見交換会について

1

7. タブレット端末の導入(ペーパーレス)について
8. 議員研修の充実・強化について
9. 定例会会期等の検討について
10. 予算及び決算の審査方法について
11. 議長及び副議長の選挙(所信表明)について
12. 議会基本条例の見直しについて
13. 大規模災害対応指針の策定について
14. 政策提言の取組について

2

## 1. 常任委員会の所管事務報告について

常任委員会の所管事務報告については、任期(2年)満了前の定例会時に行なっているが、本会議において報告はするものの、「決議」や「提言」といった実効性のある取組には至っていない。

これでは、ただ本会議場で「報告しただけ」にすぎず、「議会としての成果」としては弱く、かつ市当局の施策等に対するアピール度も低い。

委員会の取組成果をもとに、議会として決議や提言すべき事項がある場合には、それ相応の対応をすべきであり、それらに対する考え方や取扱方法、制度化(ルールづくり)等の議論が必要ではないか。

議会としての存在意義を高めることにもなる。

3

## 2. 議員定数について

議員定数については、“本市の議員定数はいかにあるべきか”という視点から、合併以降、選挙が行われる前年に「議員定数等調査特別委員会」を設置し、協議が行なわれてきた。

令和3年11月に任期満了による選挙が行われることから、近いうちに「議員定数」についての協議を始める必要があるのではないか。“本市の議員定数はいかにあるべきか”について、この特別委員会において議論し、様々な視点により方向性を導き出すことも一つの方法である。

\*いちき串木野市議会議員定数条例(平成20年12月26日条例第64号)

【類似市】伊佐市(人口26,148人、定数18人)、阿久根市(人口20,590人、15人)  
枕崎市(人口21,447人、定数14人)、

4

### 3. 議員報酬について

本市の議員報酬は、報酬審議会の答申を受けて条例で定めています。県内の市議会議員の報酬をみてみると、概ね人口の多い順の報酬額の推移となっており、いちき串木野市は19市中14番目で28万1千円となっています。

全国的にみると、鹿児島県自体がかなり低い水準にあり、近隣の熊本県や宮崎県、大分県などとの類似市比較でも、かなり低い水準にあることが確認できる。

【類似市】 熊本県上天草市(人口27,310人、報酬314,000円)

大分県 杵築市(人口29,437人、報酬340,000円)

宮崎県 西都市(人口30,504人、報酬349,000円)

5

### 4. 一般質問の充実について

一般質問とは、議員がその市町村の行財政全般にわたって執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるもので、質問の範囲はその「市町村の行財政全般」となっている。(議員必携より)

最近、一般質問の重要性が認識され活発化してきているが、中には質問内容が単なる事務的な見解をただすに過ぎないもの、制度の内容の説明を求めるもの、議案審議の段階でたどせるもの、あるいは特定の地区の道路改修などを要望するためのものなど、一般質問としては適当でないものも見受けられる。(議員必携より)

議員にとって一般質問は、最もはなやかで意義のある発言の場であり、また、住民からの関心も高く、期待を持たれる大事な議員活動の場である。(議員必携より)

6

このようなことから、本市議会(議員)においても一般質問の内容充実とレベルアップは常に求められるもので、個々の研鑽のほか、講師を招いての講演会・研修会の開催、議員間討論(反省会の開催)の実施などによる、前向きな取組が必要と考えます。

また、質問時間、質問の方法、一日当たりの質問者数、映像配信、広報手段等々、県内19市の状況はさまざまであり、調査・検討・検証を、この際行なうべきではないか。

(近隣市の質問時間)

○薩摩川内市(35分:答弁を含まない)、○阿久根市(60分:答弁を含む)

○日置市、姶良市、鹿児島市(30分:答弁を含まない)

7

## 5. 議員と語る会について

議員と語る会は、平成20年度から議会報告会としてスタートして、令和元年度で12回目、「開かれた議会の取組」として毎年度開催し、市民の認知度の高い取組となっています。

ここ数年、取組のマンネリ化、参加者の減少、アンケートによる隔年開催の声、更には若年層の参加がほとんどないことを憂慮するならば、取組内容の検証、住民の多様な意見や要望を聞き出すための手法等の検討・改善も、真剣に考えなければならない時期にきているのでは。

コロナウイルスの影響により令和2年度が実施できないこの時期に、今一度見つめ直してみるのも良いのでは。

8

## 6. 高校生との意見交換会について

高校生との意見交換会については、議会運営委員会が福岡県糸島市議会にて先進地視察を行った項目です。

糸島市では、市民アンケート調査結果をもとに開催することを決め、意見交換会をワールドカフェ（グループワーク）方式で取り組んでいました。（対象を糸島市内の2高校と1大学）

本市には高校が公立2校と私立1校があります。選挙権が18歳に引き下げられて久しく、若者との対話も大切ではないでしょうか。

このようなことから、本市も糸島市の取組を参考に、高校生との意見交換会を開催すべきではないか。（議員と若者との距離が近くなる）

9

## 7. タブレット端末の導入（ペーパーレス）について

タブレット端末の導入は、時代の流れでもあり、既に県内5市で導入がなされています。

本市議会では、平成30年度に民間業者によるタブレット研修を開催しました。また、議会運営委員会では、令和元年10月に福岡県糸島市と飯塚市に先進地視察で訪問し、タブレット導入に関する研修を行ないました。

市議会の活性化にも繋がるタブレット導入について、令和2年度以降、導入経費や利用方法、更には費用対効果を含めての研究・研修が必要では。

10

## 8. 議員研修の充実・強化について

議員の研修については、年5回程度、定例会のない月に「議員研修会」を開催しています。そのほか、年2回の県市議会議員研修会にも全議員で参加し、議員資質の向上に努めています。

しかしながら、変わりゆく時代の変化に対応するためには、更なる資質の向上と学習が必要不可欠で、議会全体としての活性化を含め、対策を講じる時と考えます。

議会を活性化する一つの手法・考え方として、「議論の活性化」があります。議員が知恵や考えを出し合いながら、様々な課題や議案に対し議論を尽くす、そういう流れや取組が、議会活性化のためには必要ではないでしょうか。

11

## 9. 定例会会期等の検討について

定例会の会期は、「①開会、②一般質問(2~3日)、③議案質疑、④常任委員会、⑤閉会」、となっています。(特別委員会は除く)

会期の編成については、近隣市(日置市・薩摩川内市)などとも若干異なっており、「委員会付託の必要性がないと判断する議案は開会日に採決まで行ったり」、「開会日の市長提案理由説明の後に質疑まで済ませて議案質疑日自体がなかったり」、或いは「常任委員会審査のあとに一般質問を設定していたり」、異なる部分が多くあります。

議会運営の充実には、どのような日程が良いのか、議員目線で審査がしやすい方法が他にあるのではないか。現状が良くないわけではないですが、他市を参考に、この際、検証するのも良いことなのでは。

12

## 10. 予算及び決算の審査方法について

予算及び決算の審査については、特別委員会を設置して、予算審査は議長を除く全議員で、決算審査は議長及び監査委員を除く全議員で、審査を行なっています。(議員申し合わせ)

- ・委員の数(予算…15人、決算…14人)
- ・正副委員長の選出…「副議長、常任委員長は除く」(※制限あり)

○質疑の事前通告制の導入。(参考:福岡県糸島市議会)

○正副委員長の選出にあたり、副議長を除外対象から外すべきでは。  
(副議長が特別委員会の委員長を兼ねている市もある)

○委員の数が適切か。8~10人程度としてはどうか。

○委員長報告における「附帯意見」の取扱いについても検討が必要では。

13

## 11. 議長及び副議長の選挙(所信表明)について

議長及び副議長の選挙において、県内でも多くの市で所信表明(本会議又は議員全員協議会)を実施しています。

今後2年間の市議会の長(正・副)を決定する大切な選挙であり、市民の関心が高いことは言うまでもありません。そういうことを考えれば、所信表明を行ったうえでの選挙実施とする方が、より市民に身近な議会となるのではないでしょうか。

任期中(2年間)に何を行いたいのか、議会運営をどう進めたいのか、課題解決に向けた考え方等を議員や市民に示すことで、開かれた議会としてのアピールにも繋がるのではないかでしょうか。

※全国市議会議長会では、是非、本会議で行なってほしいとのこと。

14

## 12. 議会基本条例の見直しについて

議会基本条例については、平成25年6月の策定後は平成29年度に一部見直しをしただけで、全体的な見直し・検証は行なっていない。実際の議会運営に照らし合わせたうえで、見直しすべき点については改正も必要と考えます。(条例制定後6年が経過)

現在、「年1回の検証作業」を基本条例第20条に基づき行なっており、検証結果に基づく適切な措置(基本条例第20条第2項)という意味からしても、今後、協議が必要では。

また、この検証作業ですが、年1回行うことの必要性なども議論すべきことではないか。(県内では毎年検証を行なっている市は少ない)

15

## 13. 大規模災害対応指針の策定について

大規模災害対応指針については、議会運営委員会が福岡県飯塚市議会に対し先進地視察を行った項目で、大規模災害時における議員の行動として、市との連携による市民の救済と被害復旧のための議員の役割・求められる行動などを定めるものです。

- 市災害対策本部への協力、連携
- 市議会災害対応連絡会議の設置
- 災害情報の共有及び連絡体制の強化(タブレット活用による情報連携、住民への情報周知)
- 国、県等への災害復旧要望活動、バックアップなど

16

## 14. (新)政策提言の取組について

政策提言については、議会運営委員会の先進地行政視察において研修を行なってきたが、本市において政策提言のルールづくりや制度化、取組を進めるまでには至っていない。

本市では、少子高齢化による人口減少・空家対策・地域活性化・農林水産業の振興などの課題が山積している。これらを解決するための一つの施策としての「議会の意思表示」、これが政策提言や議員発議による提案などと考える。

いちき串木野市の将来を見据え、市長に対して政策を提言、或いは議会(議員)独自での政策立案に取組むことが、議会(議員)の権限である発案権(提案権)を行使することであり、課題解決にも繋がってくる。

17

今後、本市議会が政策提言に取組むとなれば、先ずはルールづくりが先決と考えます。

素晴らしい提案や考えがあったとしても、それをどのような形で、どういう流れで進めていくのか、立案から決定のプロセスが重要であり、そのためのルールづくりは必要不可欠です。

先進地の事例も参考にしながら、議員が意見を出し合い、協議・議論を重ね、今が新しい取組をまとめ上げていく時ではないでしょうか。

(いちき串木野スタイルでの政策提言)

18

報告資料（結論及び方向性が決定した 12 項目）

## 調査項目(2)(3)

### 議員定数及び議員報酬について

«まとめ（協議結果、結論）»

#### 1. 議員定数について

1.結論	現議員定数 16 人は適正。
2.理由	<p>県内及び九州管内並びに全国の人口 2 万 5 千人から 3 万人の類似市の状況を調査・比較したところ、九州管内（14 市、本市を含む）の議員定数の平均値が 16.7 人、鹿児島県及び九州管内を除く全国（19 市）での平均値は 16.1 人であり、本市の議員定数 16 人は概ね平均値であることが確認できる。</p> <p>審査の中で委員から、「本市の定数 16 人は類似市と比較しても妥当である。」、「合併以降、22 人→18 人→16 人と定数削減に努めており、これ以上定数を少なくすればいろいろな考え方が議会に反映されず、議会活動に影響が出てくる。」、「定数を確保し、執行部側と対等の立場で意見を言うべきである。」、「議会活性化や市民の議会参画を考えれば、市民が納得できる定数を何らかの形で担保することが必要。」などの意見が出された。</p> <p>結論（協議結果）としては、『現議員定数 16 人は適正』と判断した。</p>

#### 2. 議員報酬について

1.結論	議員報酬は現状維持。 ※議長 38 万 7,600 円、副議長 30 万 4,200 円、委員長 29 万 700 円、議員 28 万 1,000 円。
2.理由	<p>九州管内及び全国の類似市との比較では、報酬額にかなりの差があり、鹿児島県内の市議会議員報酬の水準は著しく低く抑えられている。宮崎県西都市（人口 2 万 9,879 人）との比較では議員報酬で 6 万 8,000 円の差が、和歌山県有田市（人口 2 万 8,244 人）との比較では議員報酬で 13 万 9,000 円もの差がある。ただ、鹿児島県内の比較では概ね人口規模の順による報酬額となっている。</p> <p>審査の中で委員から、「市民から、議員に立候補したくても報酬が低くて家族が養えないとの声がある。」、「議員のなり手不足を考慮し活動に見合った報酬となれば、将来的には引き上げるべき。」、「広く市民の中から、さまざまな職種の方や意欲を持った若い年代の方に議会へ参画してもらうには、議員年金等も考慮しながら将来的には報酬引き上げの議論も必要。」、「兼業ではなく、議員報酬だけで働いていることを考えれば、報酬は引き上げるべき。」などの増額の改定が必要である旨の意見が出された。そのほか、「現在のコロナ禍の中では、この任期中は現状維持が良いのではないか。」、「本市の財政状況を考えれば、報酬改定は難しいのではないか。」などの市の実情を考慮して増額改定は現段階では行うべきでないとする意見、さらには「議員報酬改定議案（市長提案分）については、特別職報酬等審議会の決定は尊重すべき。」との、報酬改定議案の議決のあり方や考え方に関する意見も出された。</p> <p>結論（協議結果）としては、増額改定が必要との意見が多数あるものの、今回は『議員報酬は現状維持』とし、いちき串木野市及び議会の将来を見据え、“附帯意見”を添えて報告することとした。</p>
3.附帯意見	現状、本市を含めた鹿児島県全体の議員報酬は、全国各地と比較して大幅に低い水準に抑えられている。隣接の宮崎県や熊本県と比較してもその差は非常に大きく、早急な見直しが必要である。また、本市のみならず全国的にも課題とされている「地方議會議員のなり手不足問題」も深刻で、立候補に踏みきれない理由の一つに「議員報酬の低さ」があげられている。今後、課題解決に向けた議論を進めるとともに、適切な議会運営の推進、議員活動の活性化等を考慮するならば、“議員報酬の見直し”について真剣に検討すべきである。以上、附帯意見とする。

## 調査項目(4)

### 一般質問の充実について

«まとめ（協議結果、結論）»

#### 1. 一般質問をさらに充実させるには

1. 結論、まとめ	<p>一般質問の充実については、まずは、様々な視点のもとで現状を把握することから始めた。委員から出された多くの意見等を集約・検証するとともに、既定事項（議員申し合わせ）の確認を行い、一般質問を充実させるための提案を行うこととした。</p> <p><b>(提案事項)</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 近年、市長答弁が少なくなっていることに鑑み、質問の仕方や文言の使い方を工夫する。</li><li>(2) 市民や傍聴者を常に意識し、分かりやすい表現や文言で質問の組立を行う。</li><li>(3) 市長と議員は対等の立場であることから、敬語等の使い方を再確認する。</li><li>(4) 誤った数値等の発言を防ぐため、事前調査や下調べを徹底する。</li><li>(5) 研修会や勉強会を開催し、質問力の向上に努める。</li><li>(6) 不適切な発言や言葉づかい、差別的な発言には注意する。</li></ul>
2. 理由	<p><b>◎協議（取組）の流れ</b></p> <p>①現状の把握 ⇒ ②課題等の整理 ⇒ ③既定事項の確認 ⇒ ④課題解決に向けた議論 ⇒ ⑤課題解決案の作成 ⇒ ⑥既定事項の再確認 ⇒ ⑦意見等の集約、取りまとめ、提案</p> <p><b>①現状の把握、②課題等の整理</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「一般質問の意義」、「市長の所信」、「市長の答弁」、「質問の仕方」、「研修・研鑽」等、様々な視点で現状把握を行った。</li><li>・現状を把握・確認するなかで、近年、市長答弁が少なくなっている現状に対する意見が多く述べられた。</li></ul> <p><b>③既定事項の確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・議員申し合わせ事項を確認した。（既に議員必携にある「一問一答方式に関する申し合わせ事項」について）</li></ul> <p><b>④課題解決に向けた議論、⑤課題解決案の作成</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・現状を確認したうえで、委員から項目ごとに意見や考え方方が述べられた。 (課題ごとに多くの意見等を出して、議論した)</li><li>・特に、「市長答弁」と「研修の必要性」に対する考え方や議員（議会）の対応についての意見が多く述べられた。</li></ul> <p><b>⑥既定事項の再確認、⑦意見等の集約、取りまとめ、提案</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・議員申し合わせ事項の再確認を行った。</li><li>・課題に対する解決策やるべき姿を確認したうえで、一般質問を充実させるために提案事項として 6 項目を提案することとした。</li></ul>

## 調査項目(5)

### 議員と語る会について

#### «まとめ（協議結果、結論）»

##### «協議・検討事項»

1. 議員と語る会の開催頻度等について
2. 議員と語る会の内容について
3. 議員と語る会の会場について
4. その他の意見について

#### 「1. 議員と語る会の開催頻度等について」

1. 結論、まとめ	<ul style="list-style-type: none"><li>・毎年開催するが、会場数を減らして実施する。</li><li>・団体との意見交換会は今までのとおりとする。</li><li>・班の編成については、2班体制（各班8人）とする。</li></ul>
2. 理由	<p>議員と語る会については、取組のマンネリ化や若年層の参加者が少ないなどの問題が指摘されるなか、委員会では、今までと同じ形ではなく、やり方を変えていくべきという意見で一致した。その上で、議員と語る会の開催頻度について、どのように変えていくべきか、様々な意見が出された。</p> <p>「議員と語る会の開催頻度等について」は、委員から出された意見をもとに、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①1年目は会場を減らして地区を巡回し、2年目は団体との意見交換会を実施する。</li><li>②15地区を二分し2年で全地区を巡回。団体との意見交換会は今までのとおりとする。</li><li>③毎年開催する。会場数を減らして実施し団体との意見交換会は今までのとおりとする。</li><li>④毎年希望のあった地区や団体と実施する。</li></ul> <p>以上の4つの案を示し、議論をした。</p> <p>審査の中で委員から、「今までと同じ形では改革にならないので、地区は隔年で、2年目は団体との意見交換会という形がよいのでは。」という意見や、「団体との意見交換についても、既存の団体ばかりではなく、若者や子育て世代など色々なグループと意見交換をしていくべき。」という意見も出されたが、「地区のアンケート結果では、16地区中12地区が毎年開催を希望しているので、毎年開催するべき。」との意見や、また、「地区単位でしたら、その地区的意見しか出さずにマンネリ化しているので、会場をまとめて開催したら基本的には毎年開催の12地区も全部できるし、ほかの地区的意見や問題点などお互いに知ることができる。」という意見により、最終的に③の「毎年開催するが、会場数を減らして実施し、団体との意見交換会は今までのとおりとする。」という内容を委員会での結論とした。</p> <p>また、班については、「委員会から半分ずつ組を作れば、議員側も全ての項目に対してやりとりできる体制ができるよいのでは。」という意見や、「会場を減らすのであれば、3班も必要ない。」との意見が出され、2班体制（各班8人）で行うという結論に至った。</p>

## 「2. 議員と語る会の内容について」

1. 結論、まとめ	<ul style="list-style-type: none"><li>・いくつかテーマを設けて、地区に投げかけ、その中から選択したテーマで意見交換をする。また、地区からテーマの要望があれば対応する。</li><li>・議会報告の時間を、10分から15分程度減らし意見交換を重点的に行う。</li></ul>
2. 理由	<p>「議員と語る会の内容について」は、委員から出された意見をもとに、</p> <p>①今までと同じ内容、または議会報告の時間を減らし、意見交換を重点的に行う。</p> <p>②いくつかテーマを設けて、地区に投げかけ、その中から選択したテーマで意見交換をする。または、要望のあったテーマで行う。</p> <p>③最初でテーマを設定して募集し、意見交換をする。</p> <p>④テーマを決めてワークショップを行う。</p> <p>以上の4つの案を示し、議論をした。</p> <p>審査の中で委員から、「従来どおりの案の中に、地区に投げかけてというのを加味したら、新しいテーマが生まれるし親近感がわくのでは。」といった意見や「①・②の折衷案ですればよいのでは。」との意見が出された。また、「今までとは違った参加者の層（例えば若者だったり、子育て世代だったりの層）が増えるような方法を模索していく必要があるので、テーマを設定して意見交換をしたらよいのでは。」という意見も多く出されていたため、まとめとしては、「いくつかテーマを設けて、地区に投げかけ、その中から選択したテーマで意見交換をする。また、地区からテーマの要望があれば対応する。」とした。</p> <p>議会報告の時間については、「できるだけ短縮したほうがよい。」「10分～15分程度減らしては。」という意見が多く出されたため、「議会報告の時間を10分から15分程度減らし意見交換を重点的に行う。」とした。</p>

### 「3. 議員と語る会の会場について」

1. 結論、まとめ	<ul style="list-style-type: none"><li>会場は近い地区をまとめて、全部で8会場とする。 ※地区は、冠岳と生福、上名と大原、中央と本浦、野平と旭、照島、荒川と羽島、川南と川北、湊・湊町と川上とする。</li><li>※会場は、基本的には、毎年各会場を交替でまわる。</li></ul>
2. 理由	<p>「議員と語る会の会場について」は、委員から出された意見をもとに、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①近い地区でまとめる8会場 (冠岳と生福、上名と大原、中央と本浦、野平と旭、照島、荒川と羽島、川南と川北、湊・湊町と川上で分けて、会場は交替でまわる)、</li><li>②近い地区でまとめる8会場 (冠岳と川上、生福、上名と旭、大原と中央、本浦と野平、照島、荒川と羽島、川南と川北及び湊・湊町で分けて、会場は交替でまわる)、</li><li>③中学校区の5会場、</li><li>④中学校区をもとにした地区別6会場、</li></ul> <p>以上の4つの案を示し、議論をした。</p> <p>審査の中で委員から、「マンネリ化を解消するためにも、二つの地区を一つにして、お互いに理解して進むべき。」という意見や「近い地区でまとめる8会場の案①か②で、どちらか選んだほうが良い。」また、「②の冠岳と川上は生活圏が違うので難しい。」といった意見、「冠岳と生福は、参加者が多いので体育馆使用も可能では。参加者が増えても、会場設営は、別の検討ができるので、①でやってみてもいいのでは。」という意見が出された。</p> <p>委員会の結論としては、①の「会場は、近い地区をまとめて、全部で8会場とする。」「冠岳と生福、上名と大原、中央と本浦、野平と旭、照島、荒川と羽島、川南と川北、湊・湊町と川上で分ける。」「会場については、基本的には、毎年各会場を交替でまわる。」とした。</p>

### 「4. その他の意見について」

その他の意見としては、「議員の出身地区で開催するときは、その出席メンバーに入ってほしいという要望が毎年でているので、調整の仕方がなかなか難しいが可能な限り配慮すべき。」という意見が出された。

## 調査項目(6)

# 高校生との意見交換会について

## 《まとめ（協議結果、結論）》

### 《協議・検討事項》

#### 1. 高校生との意見交換会を開催すべきではないか

1. 結論、まとめ	<ul style="list-style-type: none"><li>・高校生との意見交換会を開催する。 いちき串木野市内の3高等学校（串木野高等学校・市来農芸高等学校・神村学園高等部）を対象校とする。</li></ul>
2. 理由	<p>高校生との意見交換会については、委員から「実際、高校生の話を聞いてみたら我々としても勉強になるし、市政にも反映できるところがあると思う。」という意見や「高校生の思いを確実に聞ける場があってもいい。」、「若い人の意見を聞き、また、若い人の政治的な関心を高めるためにもぜひ開催するべき。」など、市内3高校を対象に意見交換会を開催するべきという意見が多く出され、委員会としては、開催する方向で議論を進めてきた。</p> <p>開催の目的としては、選挙権が18歳以上に引き下げられたことに伴い、高校生に政治に対する理解と関心を持ってもらい、また、意見交換を通して高校生の思いや学校現場を知ることとした。</p> <p>意見交換会の内容について議論をする中で、「今年度開催するとなると、時間がない中で市内3高校との開催は大変厳しいので、まず、スタートとして串木野高等学校とこの特別委員会で、一度意見交換をしてみてはどうか」との意見が出され、委員会としては、今年度は、串木野高校生との意見交換会を開催することで決定した。学校側の了承も得られたため、7月中旬～8月上旬の開催に向けて議論を重ね、令和3年度「市議会議員と高校生（串木野高校生）との意見交換会」の開催要項を作成した。</p> <p>しかしながら、現在の新型コロナウイルス感染症の県内や本市での発生状況やワクチンの接種状況等を見ると慎重に判断せざるを得ず、委員からも開催は厳しいとの意見も多数あり、今回は中止するに至った。</p> <p>委員会としては、今後の意見交換会を見据え、全高校を対象とした「市議会議員と高校生との意見交換会」（開催基本要項）を作成した。併せて、意見交換会の進め方等についても協議した。</p> <p>今後は、これらの要項等をもとに、その時々の状況に応じて柔軟に対応することとし、詳細については学校側と協議し意見交換会を開催することとした。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症の影響により今夏の開催は実現出来なかったが、串木野高校側からは、「中止はとても残念です。高校では地元愛を育む趣旨での取組（探究の時間）を、8月から3月にかけて計画しているので、新型コロナウイルスの感染拡大が収束した際には、是非、年明けにでも、早い段階での開催をお願いしたい。」との意見・要望を受けた。このような貴重なご意見があることから、市議会においては令和3年11月の改選以降、早い段階で「高校生との意見交換会」が開催できるように、努めなければならないと考える。</p>

# 「市議会議員と高校生との意見交換会」

## (開催基本要項)

項目	摘要(詳細)	
1. 目的	選挙権が18歳以上に引き下げられたことに伴い、高校生に政治に対する理解と関心を持ってもらい、また、意見交換を通して高校生の思いや学校現場を知ることを目的とする。	
2. 対象、参加者数	市議会	①いちき串木野市議会議員(定数16人) ②状況によっては、議員の中から8~10人程度を選考し、対応する場合もある。
	高校生	①いちき串木野市内の高等学校3校を対象校とする。 【串木野高等学校・市来農芸高等学校・神村学園高等部】 ②対象の学年は全学年とする。 ③参加人数は、学校と協議し決定する。 ④クラス単位、学年単位、選抜(生徒会・希望者)など、参加者の選考は、学校にお任せする。
3. 会場	①各学校(教室、体育館等)又は市議会(議場、会議室) ②会場は、学校側と協議し決定する。	
4. 開催期日、所要時間	①日時は、学校側と協議し決定する。 ②所要時間は、開会から閉会まで概ね1時間30分程度とする。	
5. 意見交換の方法、会の進行	①事前にテーマを決定し意見交換を行う。 ②高校・市議会それぞれが、事前に意見交換会の運営(班分け・役割分担)やテーマに対する打合せ(勉強会等)を行う。 ③班ごとに意見交換の内容を取りまとめ、高校生が全体会で意見発表する。	

6. 意見交換の テーマ	<p>下記のテーマをもとに、その中から高校生にテーマを決めてもらう。      ただし、高校生がテーマを別に考えても良い。また、テーマは1つに限ることなく、2つでも3つでも可とする。(時間の都合もあるのでテーマは3つまでが良い)      なお、テーマは開催日の概ね1か月前までに決定する。</p> <p><b>《テーマ》</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「a.いちき串木野ってどんなまち」、</li> <li>「b.どんなまちにしていきたい」、</li> <li>「c.魅力あるまちにするには」、</li> <li>「d.これからいちき串木野市に必要なこと」、</li> <li>「e.高校生と選挙」、など。</li> </ul>
7. 当日の流れ	<p>(1)開会（5分） ……①開会の挨拶                                ②日程説明</p> <p>(2)班会（65分） ……①自己紹介（10分）                                ②意見交換（1～3項目を35分）                                ③意見のまとめ及び発表原稿の作成（20分）</p> <p>(3)全体会（20分） ……①高校生による意見発表（10～15分）                                ②閉会（5分）</p> <p>※実施後、アンケートの記入をお願いする。</p>

## 調査項目(7)

# タブレット端末の導入（ペーパーレス）について

«まとめ（協議結果、結論）»

## 1. 検討項目について（タブレット導入推進委員会）

### 《検討項目》

- |                     |                   |
|---------------------|-------------------|
| (1) 機種・サイズについて      | (2) 資料等の確認方法について  |
| (3) ペーパーレス化の推進について  | (4) データ通信について     |
| (5) 導入台数（議会・当局）について | (6) 習熟度向上への対応について |

※この調査項目については、タブレット導入推進委員会（分科会）を設置して、調査を進めてまいりました。（期間：令和2年10月～令和3年6月）

※タブレット導入推進委員会…濱田委員長・中村委員・東委員・福田委員の4名で構成

## 2. 委員会における審査・調査等の経緯

No.	月 日	事 項	内 容
1	(令和2年) 10月14日	第1回タブレット導入推進委員会	・委員長の選出 ・閲覧アプリ（moreNOTE）のデモンストレーション
2	10月28日	第10回議会改革推進特別委員会	・曾於市議会への行政視察
3	11月16日	第2回タブレット導入推進委員会	・市議会にタブレットを導入する目的 ・今後の進め方について確認
4	11月26日	第3回タブレット導入推進委員会	・閲覧アプリ（SideBooks）のデモンストレーション
5	(令和3年) 1月29日	第4回タブレット導入推進委員会	・資料等の確認方法について（閲覧アプリ） ・ペーパーレス化の推進について ・データ通信について ・タブレットのサイズについて ・習熟度向上への対応について
6	2月10日	第5回タブレット導入推進委員会	・ペーパーレス化の推進について ・タブレットの機種について ・タブレット使用の取り決めについて
7	3月1日	第6回タブレット導入推進委員会	・タブレット使用の取り決めについて ・議会改革推進特別委員会への報告内容の確認
8	3月8日	第16回議会改革推進特別委員会	・これまでの経過について報告
9	4月28日	第7回タブレット導入推進委員会	・タブレットの購入台数について ・タブレット活用推進委員会（新設）について
10	6月22日	第8回タブレット導入推進委員会	・タブレット使用の取り決め（案）について ・今後のスケジュールについて

### 3. 検討項目について（結論、方向性）

タブレット導入について、導入する目的と時期を確認・決定しました。

導入する目的としては、下記の3点について確認しました。また、導入時期については、今年の市議会議員選挙後の令和3年12月の導入を目指すこととしました。

#### いちき串木野市議会にタブレットを導入する目的

##### 1. 会議資料等のペーパレス化

- ・タブレット内に保管することにより、書類の保存・管理・検索が容易になる

##### 2. 議員の情報収集能力の向上

- ・インターネットを活用した幅広い情報の収集を行い、議会活動の活性化を図る

##### 3. 議員と事務局との連絡ツールとして活用

- ・カレンダー機能やチャット機能を活用して、スケジュールや連絡事項の伝達を行う
- ・議会だより用原稿など、必要なデータの受け渡しをタブレット上で行う
- ・災害時における連絡手段や、将来的なオンライン会議システムとして活用する

※チャットとは…インターネットを介して、リアルタイムに会話をする仕組みのこと。

#### ◎検討項目(6項目)について調査・研究し、下記のとおり取りまとめました。

##### (1) 機種・サイズについて

【結論】① OSについては、iOS（アイオーエス）とする。

② タブレットのサイズはA4サイズと同等とする。

③ 機種の選定は、iPad Pro12.9インチWifi+Cellularモデル（ストレージ128GB以上）とする。

※OSとは…オペレーティングシステムの略。システム全体を管理し、さまざまなアプリケーションソフトを動かすための、最も基本的なソフトウェア。（車で例えると、エンジン部分のようなもの）

これまでの委員会のなかでは、タブレットのシステム全体を管理するOSの種類と、タブレットのサイズについて調査・協議等を行ってまいりました。

① OSについては、タブレットとしてのシンプルで直感的な操作性や、セキュリティ対策や不具合等への対応の早さ、またタブレットを導入している他議会での導入状況などを踏まえて、iOSを搭載したタブレットを導入することとしました。

② タブレットのサイズについては、他議会の導入状況や、機器の扱いやすさ、さらに資料の見やすさなどを重視して、ビッグサイズの11インチ以上（A4サイズと同等）のタブレットを導入することとしました。

③ タブレットの機種については、さまざまな種類があり、随時新しいモデルが販売していることから、現段階で決定することは早いのではないかとの結論に至りました。具体的な機種選定については、市当局との調整結果を踏まえ、iPad Pro12.9インチWifi+Cellularモデル（ストレージ128GB以上）とすることで決定しました。

## (2) 資料等の確認方法について

【結論】会議資料の閲覧は、SideBooks（サイドブックス）のアプリを用いる。

この閲覧アプリにつきましては、多くの自治体や企業で導入されている SideBooks と moreNOTE（モアノート）の 2 種について、業者のデモンストレーションを行った上で、それぞれの機能等について比較を行いました。

2 種を比較した際、フォルダの無限作成機能や、本棚（フォルダ）全体からのキーワード検索機能、また、「しおり」機能によるページ呼び出し機能など、SideBooks のほうが機能として多く優れていること、また、SideBooks のほうが使用時に扱いやすかったという意見が多かったことなどもあり、資料閲覧については、SideBooks のアプリを用いることに決定しました。

なお、会議資料については、アプリのクラウド上にデータが保存されるため、必要に応じて、定期的なデータのダウンロードが必要になるとのことであります。

## (3) ペーパーレス化の推進について

【結論】タブレット導入 1 年後のペーパーレス化を目指す。

ペーパーレス化の時期について、次のとおり対応を分ける。

- ① メモ等を記入するものは、1 年後（令和 4 年 12 月）から開始。
- ② 内容を確認するだけのものは、半年後（令和 4 年 6 月）から開始。

これまで議会改革推進特別委員会のなかでも、ペーパーレス化による経費削減や業務効率化による効果ということで、検討を進めてまいりました。

私たち委員会において協議をするなかで、タブレット導入 1 年後のペーパーレス化を目指しながら、項目のなかで早く取り組めそうなものについては、議員の習熟度などを見ながら、上記の対応とすることとして、委員会の意見をまとめました。

ただし、資料をペーパーレス化するためには、議員それぞれがタブレットに慣れて、自発的に使いこなせることが重要であるため、習熟度向上に向けて、継続的なタブレット操作の研修会を行うこととします。

## (4) データ通信について

【結論】sim カードのデータ通信容量は、1 台あたり 2 ギガ程度とする。

また、この sim カードの通信料金負担は、公費負担とする。

データの通信容量について、県内他市の実施状況や通信容量内でできるインターネット接続の目安、また、スマートフォンにおける毎月の利用状況などを調査しました。

審査のなかで、毎月 2 ギガの通信容量があれば十分に対応ができると判断し、導入時は 1 台あたり 2 ギガ程度として、導入後の利用状況に応じて調整することとしました。

また、sim カードの通信料金の負担については、このタブレットが、専ら議員活動のために使用されるものであることから、その費用は公費負担とすべきと判断しました。

## (5) 導入台数（議会・当局）について

【結 論】 タブレット端末を 50 台（議会分 20 台・市当局分 30 台）導入する。

導入台数については、これまでの調査事項の内容を議会内で理解した上で、市当局との具体的な調整を行うこととしており、令和 3 年 4 月の市当局との事務レベルでの打合せを経て、タブレットの導入台数を、議会分 20 台、当局分 30 台とすることに決定しました。

## (6) 習熟度向上への対応について

【結 論】 議員自身の自発的な活用に向けて、継続的に操作研修を行う。

タブレットを導入する所期の目的を達成するために、議員それぞれの習熟度を高める必要があります。

議会改革推進特別委員会で先進地行政視察を行った曾於市においては、平成 29 年 11 月にタブレットを導入以降、9 回にわたる操作研修会を行い、平成 31 年 3 月定例会からのペーパーレス化に至っております。

今後は、本市議会においても、議員自身のタブレットの自発的な活用に向けて、タブレット活用推進委員会を立ち上げ、事務局や業者の指導を受けながら継続的に操作研修を行うこととして、委員会の意見をまとめました。

### タブレット活用推進委員会について

#### 【目的】

- ・議員の自発的なタブレット活用を推進する。

#### 【取組】

- ・操作研修会の内容（テーマ）を検討し、開催する。
- ・議員個々の習熟度を高めるためのサポートを行う。
- ・議員のタブレット習熟度を考慮し、ペーパーレス化の実施時期について決定する。
- ・必要に応じて、『いちき串木野市議会におけるタブレット使用の取り決め』の見直しを行う。

#### 【構成】

- ・議長を除く全議員の中から 6 名を選出（任期 2 年：令和 3 年 6 月 25 日に設置）

※演田尚委員長・中村敏彦副委員長・吉留良三委員・松崎幹夫委員・東育代委員・福田清宏委員

## 4. その他

今回の調査項目に併せて、今後のタブレットの使用について、市議会としてのルールづくりが必要であることから、その内容についても検討を行い、「いちき串木野市議会におけるタブレット使用の取り決め」を作成しました。

## ○いちき串木野市議会におけるタブレット使用の取り決め

(令和3年6月22日タブレット導入推進委員会策定)

(令和3年7月2日議会改革推進特別委員会決定)

(令和3年8月18日議員全員協議会決定)

### 1. 目的

この取り決めは、いちき串木野市議会（以下「市議会」という。）において、タブレットによる会議（本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、議員全員協議会等の会議（以下「会議」という。））、及びその他の議員活動における使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. タブレットの貸与

- (1) 議長は、議会運営及び議員活動の充実のため、議員にタブレットを貸与するものとする。
- (2) タブレットは各議員が責任を持って管理し、他人に貸与又は譲渡してはならない。
- (3) タブレットの使用期限がなくなったときは、直ちに議長に返却しなければならない。

### 3. タブレットの設定

- (1) 議員へ貸与するタブレットには次の設定を行い、議会事務局で一元管理するものとする。
  - ①Google アカウント（ID、メール、パスワード）
  - ②Apple ID（メール、パスワード）
- (2) 議員は原則（1）の設定を変更してはならない。
- (3) 貸与されたタブレットに搭載されているアプリケーション以外をインストールする場合は別表1に定める基準に従い、第1号様式により事前に議長に申し出なければならない。その場合、アプリケーションの購入費用及び使用料金については、当該使用者の負担とする。

### 4. タブレットの取扱い

- (1) 議員は、タブレットを善良な管理者として適切に管理するものとする。
- (2) タブレットの紛失や破損、動作の不具合が発生したときは、第2号様式により速やかに議長に届けるものとする。また、タブレットを紛失又は破損した場合は、その対応についてタブレット活用推進委員会において協議する。なお、個人の過失による紛失又は破損については、損害費用の負担を当該議員に求めることができる。

## 5. タブレットの使用制限

議員は、会議中、当該会議の目的外でタブレットを使用してはならない。

## 6. 会議以外のタブレットの使用範囲

会議以外のタブレットの使用範囲については、次に掲げるとおりとする。

### ①会議以外の議員活動における使用

- ア. 市民への啓発活動における資料閲覧
- イ. 行政視察等における資料閲覧

### ②情報収集における使用

- ア. 市ホームページからの情報閲覧
- イ. 検索サイトからの情報閲覧

### ③情報伝達における使用

- ア. 議員相互及び市との情報伝達

(ただし、これまでに配布・公表されていない資料等を市に求める場合は、必ず  
議会事務局を経由し、議長から市長に対して要求することとする。)

- イ. 災害時等の緊急情報伝達
- ウ. その他議長が認めるもの

## 7. 禁止事項

(1) タブレットの使用に当たって、次に掲げる事項については、これを禁止するものとする。

- ①個人情報並びに市議会及び市において公開されていない情報を開示すること。
- ②会議中に音声や操作音などを発するなど、会議の支障となる行為を行うこと。
- ③会議中に電子メール等による外部との通信を行うこと。
- ④会議中にソーシャルネットワークサービス（LINE、Facebook、Twitter、Instagramなどのサービスのこと）や掲示板等へ投稿すること。
- ⑤議長又は会議の長の許可なく会議を撮影、録音又は録画すること。
- ⑥他者の迷惑になる行為を行うこと。
- ⑦その他議長が定めたこと。

(2) (1) の規定に違反したときは、議長又は会議の長から注意を与えるものとする。この場合において、再度の注意によっても違反が改められない場合は、議長又は会議の長は、タブレットの使用を停止させることができる。

## 8. 遵守事項

議員は、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- ①情報の受発信は、議員の責任において行うものとする。

- ②議員は、データの正確性を保持し、及びデータ等の紛失、破損等の防止に努めるものとする。
- ③タブレット内に資料等のデータを保存する場合は必要最低限とし、特に個人情報等を含むものについては、その取扱いに十分留意すること。
- ④データの漏えい又はウイルス感染があったときは、速やかに実情を把握するとともに第3号様式により議長に報告し、必要な措置を講ずるものとする。

## 9. 通知・案内

- (1) 議員への通知案内は、事前に設定したメールによるものとする。ただし、文書によることが必要な場合は、文書で通知をするものとする。
- (2) 議員への通知案内の内容は次のとおりとする。
  - ①会議開催案内等の議会事務局からの情報
  - ②議員活動に必要な執行部からの情報
  - ③その他議長が必要と認める情報
- (3) 議員は、事前に設定したメールを原則(2)の内容に限り使用し、その他の内容と混在させないよう、適正に管理するものとする。

## 10. 会議資料の閲覧

- (1) 会議で議員に提示する資料（以下「会議資料」という。）は、当該会議前に議会事務局において、市議会が登録したクラウドサーバーに電子媒体で格納する。
- (2) 会議中は、議員がクラウドサーバーに格納された会議資料を閲覧するものとし、紙媒体で議員に会議資料を配布しないものとする。ただし、議長又は会議の長が必要と認めたときは、この限りでない。
- (3) クラウドサーバーに格納する会議資料は、別表2のとおりとし、会議等名、年（元号）、日付ごとに区分する。
- (4) その他会議資料の取扱いに疑義が生じる場合は、議長又は会議の長が適宜定める。

## 11. データの保管

- (1) クラウドサーバーに格納する期間は2年以内とし、期間内にクラウドサーバーの保存容量を超える場合には、調整を行う。
- (2) クラウドサーバーへの格納期間終了後は、議会事務局でデータを保管する。

## 12. タブレットの代用等

- (1) 議員は、個人のタブレットを代用し会議に使用することができない。よって、貸与されるタブレット以外の代用は禁止するものとする。
- (2) 会議使用のための議員個人スマートフォン等の持ち込みは認めないものとする。

### 13. その他

- (1) より充実した議会活動につながることを目的として、タブレット活用推進委員会においてタブレットの使用方法の改善、改良の検討を続けていくものとし、必要に応じて議長に見直しを提示するものとする。
- (2) この取り決めに定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

別表1

#### タブレットに追加できるアプリケーションの基準

追加するアプリケーションについては下記の基準によるものとし、タブレット活用推進委員会において、協議・決定します。

追加できるもの	議会活動に関わりのあるアプリケーションで、調査・研究のため必要と認められるもの
追加できないもの	次のいずれかに該当する事由で使用するアプリケーション ①遊興を目的としたもの ②私的な利用を目的としたもの ③その他議会活動に関わりのない目的のもの

別表2

**ペーパーレス化する項目及びその時期について（主なもの）**

ペーパーレス化の時期については、議員の習熟度を考慮して、タブレット活用推進委員会において決定します。

項 目		現 状	ペーパーレス化の時期（予定）		
			導 入 半 年 後 (R4. 6~)	導 入 1 年 後 (R4. 12~)	そ の 他
議 案 関 係	1 議案書	印 刷		○	
	2 議案資料	印 刷		○	
	3 その他関係資料	印 刷		○	
予 算 関 係	4 予算書	当 初：冊 子 補 正：印 刷		○	
	5 予算概要	印 刷		○	
	6 予算説明資料	印 刷		○	
決 算 関 係	7 主要施策の成果 説明書	冊 子			令和4年度決算審査 (令和5年9月)から
	8 岁入歳出決算書	冊 子			〃
	9 岁入歳出決算事 項別明細書	冊 子			〃
	10 実質収支に關す る調書	冊 子			〃
	11 各会計歳入歳出 決算及び 基金運用状況審 査意見書	冊 子			〃
	12 事業会計決算書	冊 子			〃
	13 財産に關する調 書	印 刷			〃
	14 基金運用状況調 書	印 刷			〃

項目			現 状	ペーパーレス化の時期（予定） ※令和3年12月から導入した場合		
				導 入 半 年 後 (R4.6~)	導 入 1 年 後 (R4.12~)	その他
定例会	15	議事日程	印 刷	○		
	16	一般質問通告順序表	印 刷	○		
	17	委員会付託区分表	印 刷	○		
	18	委員長報告	印 刷	○		
	19	例月出納検査結果	印 刷	○		
	20	入札結果資料	印 刷	○		
	21	監査報告	印 刷	○		
	22	請願・陳情文書	印 刷	○		
	23	継続審査・継続調査・議員派遣	印 刷	○		
	24	定例会会議録	印 刷	○		
委員会	25	レジメ	印 刷	○		
	26	資料	印 刷		○	
議運・全協	27	レジメ	印 刷	○		
	28	資料	印 刷		○	
その他	29	議員必携	印 刷	○		
	30	行政視察資料	印 刷	○		
	31	議会だより原稿確認	FAXにて連絡	○		
	32	議会だより校正(議会広報)	カラー印刷		○	
	33	各種会議等の開催通知	FAXにて連絡	○		緊急時は電話連絡併用
	34	事務連絡	FAXにて連絡	○		〃
	35	スケジュール等確認	電話対応	○		〃
	36	その他、議長が必要と認めるもの	—	(○)	(○)	内容に応じて振り分け

第1号様式

年 月 日

いちき串木野市議会

議長 ●● ●● 様

議員名 ●● ●●

タブレットにおけるアプリケーション追加申出書

下記のとおりタブレットにおけるアプリケーションを追加したく申し出ます。

なお、追加申し出にあたり、現環境との不具合等が発覚した場合は、申し出たアプリケーションを削除します。

記

アプリケーションの使用開始日	●●年●●月●●日から（予定）
タブレット端末 No	
アプリケーション名	
アプリケーションの発行元	
アプリケーションの追加理由	<input type="checkbox"/> 文書の作成 <input type="checkbox"/> 動画等の閲覧 <input type="checkbox"/> メール、SNS <input type="checkbox"/> その他（ 具体的理由 ( ))
アプリケーション追加にかかる費用	<input type="checkbox"/> 無料 <input type="checkbox"/> 有料 (初期費用…円、月額…円)

※上記アプリケーションの追加可否については、タブレット活用推進委員会において協議・決定をしますので、使用開始予定日の一ヶ月前までにこの申出書を提出してください。

※アプリケーションの概要が分かる資料があれば、併せて提出してください。

第2号様式

年 月 日

いちき串木野市議会

議長 ●● ●● 様

議員名 ●● ●●

タブレットの紛失・破損・故障報告書

下記のとおりタブレットの（紛失・破損・故障）を報告します。

記

紛失・破損・故障した日	●●年●●月●●日 ( )
タブレット端末 No	
紛失場所又は破損箇所・故障の状況	
紛失・破損・故障の経緯（具体的に）	
再発防止策	

第3号様式

年 月 日

いちき串木野市議会

議長 ●● ●● 様

議員名 ●● ●●

タブレットのデータ漏えい・ウイルス感染報告書

下記のとおりタブレットの（データ漏えい・ウイルス感染）を報告します。

記

データ漏えい・ウイルス感染の発生した日	●●年●●月●●日（ ）
タブレット端末 No	
データ漏えい・ウイルス感染の経緯 (具体的に)	
考えられる要因	
再発防止策	

## 調査項目(8)

# 議員研修の充実・強化について

## «まとめ（協議結果、結論）»

### «協議・検討事項»

- これまでの議員研修会を振り返り、現状や課題を把握する。
- 議員研修会を行う目的やゴールを設定する。
- 今後の議員研修会での取り決め（ルール）を決める。

※この項目の協議・検討については、委員からの意見等をなるべく多く出してもらうため、『ワークショップ形式』により取り組んだ。

1. 結論、まとめ	・今後の議員研修会が「議員の資質向上」や「議会の活性化」につながるよう、議会運営委員会や進行議員のほか研修会に参加する議員全員が、今回定めた取り決め（ルール）を守りながら、主体的に取り組むこととする。					
2. 詳細 (議論)	<p>これまでの議員研修会では、議員間での活発な意見交換がなく、行事消化的な雰囲気があった。また、議員自身が受け手側となってしまい、研修会後にその内容を活かすことができなかったという反省意見があった。</p> <p>このような現状や課題があったことから、「なぜ研修会を行うのか」という【目的・必要性】と、「研修会を行うことで議員・議会がどう変わるのか」という【ゴール・成果】を下記のとおり設定し、改めて議員研修会を開催する意義を確認した。</p>					
	<table border="1"><thead><tr><th>【目的・必要性】 「なぜ研修会を行うのか」</th><th>【ゴール・成果】 「議員・議会がどう変わるか」</th></tr></thead><tbody><tr><td>・さまざまな情報や専門知識を修得するとともに、新たな課題を認識する。</td><td>・視野や見識を広げて積極的な発言を行いながら、議員の資質向上を目指す。 ・機能を強化し、課題解決へと導くことができる活きた議会を目指す。</td></tr></tbody></table> <p>上記の目的やゴールを踏まえて、今後の議員研修会をより良くするためにはどのようにすればいいか、それぞれの項目について意見交換を行い、今後の議員研修会の取り決め（ルール）を設定した。</p>		【目的・必要性】 「なぜ研修会を行うのか」	【ゴール・成果】 「議員・議会がどう変わるか」	・さまざまな情報や専門知識を修得するとともに、新たな課題を認識する。	・視野や見識を広げて積極的な発言を行いながら、議員の資質向上を目指す。 ・機能を強化し、課題解決へと導くことができる活きた議会を目指す。
【目的・必要性】 「なぜ研修会を行うのか」	【ゴール・成果】 「議員・議会がどう変わるか」					
・さまざまな情報や専門知識を修得するとともに、新たな課題を認識する。	・視野や見識を広げて積極的な発言を行いながら、議員の資質向上を目指す。 ・機能を強化し、課題解決へと導くことができる活きた議会を目指す。					

項目	取り決め（ルール）
1. 開催回数（方式）	・今まで通り（定例会のない月）とする。
2. 開催時間	・今まで通り（9時から12時まで）とする。
3. 研修テーマの設定	
(1) テーマの決め方	・議会運営委員会でテーマについて協議して決める。
(2) テーマ案	・新しい視野や見識を広めるため、引き続き市職員や外部講師による研修を進める。 ・隣接市議会との合同研修会を検討する。 ・これまでの議会の取組等を振り返りながら、改善策などについて協議する研修会を検討する。
4. 研修会の資料	・研修テーマを決定する際に必要な資料を準備する。 ・資料の事前配布に努め、事前に勉強した上で研修会に参加する。
5. 進行	・今まで通り議長を除く議員全員が順番に進行を行う。 ・進行議員は、研修会のなかでワークショップや議員間討論などの取組を参考にしながら、議員が自由に発言できる雰囲気づくりに努める。
6. その他	・今後の議員研修会は、議会運営委員会において研修テーマを検討・協議して決定するほか、これまでの振り返りや今後の方針など、議員研修会のあり方についても継続的に検討・協議していくこととする。

上記の取り決め（ルール）のとおり、議会運営委員会や進行議員のほか、議員研修会に参加する議員全員がそれぞれ主体的に取り組むことにより、今回設定した目的やゴールに沿った議員研修会を今後進めていくこととする。

## 調査項目(9)

### 定例会会期等の検討について

«まとめ（協議結果、結論）»

#### 《協議・検討項目》

1. 開会日に、議案質疑及び委員会付託ができないか
2. 一般質問と常任委員会の順序について
3. 議案について、内容次第では委員会付託を省略し、即日採決できないか

#### 1. 開会日に、議案質疑及び委員会付託ができないか

1. 結論、まとめ	<ul style="list-style-type: none"><li>開会日に、原則として議案質疑及び委員会付託を行う。ただし、議案の上程数が多いときはこの限りでない。</li><li>議案質疑での質問が少ないので、事前の勉強が必要である。</li></ul>
2. 理由	<p>この検討に当たり、まず、県内他市の状況や本市での議案質疑日の現状について確認を行った。県内の18市中9市（枕崎・阿久根・指宿・出水・西之表・垂水・日置・志布志・南九州）が開会日に議案質疑及び委員会付託を行っており、また、これまでの本市の議案質疑日では、概ね20～30分でその日の議事日程が終了している状況であった。</p> <p>協議のなかでは、「現在のコロナ対策として実施しているが、これまでさほど問題はない」として、このことについて概ね進める方向での意見が多くなったため、議案の概要説明などの資料の事前配布を前提とした上で、『これまで設けていた議案質疑日を省略して、開会日に原則として議案質疑及び委員会付託を行う』ことで委員会での結論とした。</p> <p>ただし、「議案の上程数が多くなった場合には、その対応について議会運営委員会において検討することや、「議案質疑での質問が少ない現状を反省材料として捉え、今後はもっと十分な質問ができるよう、事前の勉強に努めるべき」との意見が出された。</p> <p>さらに、協議のなかで、3月定例会時の当初予算議案や9月定例会時の決算認定議案について、対応及び取扱いの検討を行った。</p>

## 2. 一般質問と常任委員会の順序について

1. 結論、まとめ	<ul style="list-style-type: none"><li>これまでどおり、一般質問→常任委員会の順とする。</li></ul>
2. 理由	<p>まず、県内他市の状況を確認したところ、1市（指宿）のみが常任委員会を先に行っていた。本市では、昨年の9月定例会において、台風の影響により常任委員会を先に行ったところである。</p> <p>それぞれのメリット・デメリットを比較するなかで、仮に一般質問を後にした場合、定例会会期の短縮や委員長報告作成までの時間のゆとりには繋がるもの、「一般質問で言おうとしていたことが、議案（委員会審査）で先に扱われてしまう」ことや「市議会だよりの作成に影響が出てしまう」などの意見があり、『これまでどおり、一般質問を先に行う』ことで委員会での結論とした。</p>

## 3. 議案について、内容次第では委員会付託を省略し、即日採決できないか

1. 結論、まとめ	<ul style="list-style-type: none"><li>原則として、専決事項は委員会付託を省略して採決する。</li><li>令和3年第1回市議会定例会から適用する。</li></ul>
2. 理由	<p>これまで、本市議会においては、人事案件については委員会付託を省略して採決することとして取り決めてきた。（議員必携 P82）</p> <p>今回、県内他市の状況について調べたところ、専決事項について委員会付託を省略しているのが10市（西之表・日置・出水・伊佐・南さつま・霧島・阿久根・指宿・志布志・姶良）、国の法律改正等に伴う条例改正について委員会付託を省略しているのが8市（日置・出水・伊佐・霧島・阿久根・志布志・南九州・姶良）であった。</p> <p>これらのことについて、これまでの委員会審査であまり活発に議論されていない状況を勘案し、また、議案質疑のなかでも必要に応じてそれぞれ質疑ができることから『原則として、専決事項は委員会付託を省略して採決』することとして、委員会での結論とした。</p> <p>ただし、実際に委員会付託を省略すべきか否かについては、議会運営委員会にて協議を行うこととし、その内容次第で判断することとした。</p>

# 定例会のながれについて

議会改革推進特別委員会での意見等を取りまとめ、定例会ごとに整理しました。

## ① 3月議会…これまでと同様に対応

議案数が多いため、新年度関係議案については、これまでどおり議案質疑日を設ける。

種 別	内 容
本会議（開会日）	① 議案の上程（当該年度関係議案）、提案理由の説明 ⇒議案質疑…委員会付託 ② 議案の上程（新年度関係議案）、提案理由の説明
常任委員会	③ 当該年度関係議案の審査（①の分）
本会議（一般質問）	
本会議（議案質疑日）	④ 常任委員長報告（当該年度関係議案：①の分） ⇒討論・採決 ⑤ 議案質疑（新年度関係議案：②の分） ⇒予算審査特別委員会の設置、委員会付託
常任委員会	⑥ 新年度関係議案の審査（②の分）
予算審査特別委員会	⑦ 新年度当初予算議案の審査（②の分）
本会議（最終日）	⑧ 常任委員長・特別委員長報告（新年度関係議案：②の分） ⇒討論・採決

## ② 6・12月議会…開会日に議案質疑と委員会付託を行う

これまで議案質疑日を設けていたが、今後は開会日にまとめて行う。

種 別	内 容
本会議（開会日）	① 議案の上程、提案理由の説明 ⇒議案質疑…委員会付託
本会議（一般質問）	
常任委員会	② 議案等の審査
本会議	③ 常任委員長報告 ⇒討論・採決

### ③ 9月議会…議員選挙に応じて対応を分ける

議員選挙のある年は、開会日に決算認定議案が提出されるため、対応を分けることとする。

#### (a) 議員選挙のある年（開会日に決算認定議案が上程）

種 別	内 容
本会議（開会日）	① 議案の上程（決算関係議案）、提案理由の説明 ⇒議案質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託 ② 議案の上程（決算以外の議案）、提案理由の説明 ⇒議案質疑…委員会付託
決算審査特別委員会	③ 決算関係議案の審査（①の分）
本会議（一般質問）	
常任委員会	④ 議案等の審査（②の分）
本会議（最終日）	⑤ 常任委員長・特別委員長報告 ⇒討論・採決

#### (b) 議員選挙のない年（最終日に決算認定議案が上程）

種 別	内 容
本会議（開会日）	① 議案の上程（決算以外の議案）、提案理由の説明 ⇒議案質疑…委員会付託
本会議（一般質問）	
常任委員会	② 議案等の審査（①の分）
本会議（最終日）	③ 常任委員長報告 ⇒討論・採決 ④ 議案の上程（決算関係議案）、提案理由の説明 ⇒議案質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託
決算審査特別委員会	⑤ 決算関係議案の審査（④の分）

## 調査項目(10)

### 予算及び決算の審査方法について

『まとめ（協議結果、結論）』

#### 「1. 当初予算の審査について」及び「2. 決算の審査について」

1.結論、まとめ	<p><u>結論に至らず。</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・当初予算の審査については、これまでどおり予算審査特別委員会（議長を除く全議員）で審査する。</li><li>・決算の審査については、これまでどおり決算審査特別委員会（議長・監査委員を除く全議員）で審査する。</li></ul>
	<p>『当初予算の審査について』では、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①現状のまま予算審査特別委員会で審査する。</li><li>②議員を半分ずつに分けて特別委員会で審査する。</li><li>③各常任委員会で審査する。</li></ul> <p>以上、審査体制について三つの方向性で議論した。</p> <p>『決算の審査について』では、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①現状のまま、決算審査特別委員会で審査する。</li><li>②議員を半分ずつに分けて、特別委員会で審査する。</li><li>③各常任委員会で審査する。</li></ul> <p>以上、審査体制について三つの方向性で議論した。</p>
2.理由	<p>当初予算の審査については、委員から「以前の常任委員会では、当初予算の審査で闇達な意見が交わされていた。」「各常任委員会で審査したほうが身近に感じるのではないか。」「所管事項の重みを考えたときに、問題点など深く入っていくと思うし、より専門性が増してくる。」など、各常任委員会で審査すべきとの意見が出された。</p> <p>そのほか、「全体の予算を見ながら議論するのも大事ではないか。」「市全体のことをやはり全議員が真剣に考えるべきで、議論すべきだ。」など、これまでどおり予算審査特別委員会で審査すべきとの意見が出された。</p> <p>また、当初予算の審査及び決算の審査については、共通した意見として「自分たちが質を高めて意見が言えるような形にならなければ、人数が多くても少なくとも同じで、それぞれに反省しないといけない部分がある。」「これを機会に議員一人一人が発奮して、当局に負けないようしっかりと勉強し、資質を高めていくべき。」と、現状の反省や資質向上の意見が出された。</p> <p>まとめ（協議結果）としては、委員から様々な意見が出されたが、最終的には『結論には至らず』とした。</p>

### 「3. 質疑の事前通告について」

1. 結論、まとめ	<ul style="list-style-type: none"><li>・予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、「質疑の事前通告」を導入し、令和3年度の当初予算審査から適用する。</li><li>・通告にあたっては「質疑の事前通告書」を議長に提出する。</li><li>・「質疑においては、事前通告ができる。」という考え方のもと、特別委員会では事前通告がなくてもこれまでどおり質疑はできるものとする。</li></ul>
2. 理由	<p>審査の中で委員から、「特に議論を深め徹底してやりたいところは事前通告を導入してはどうか。」、「事前通告をすることはそれだけ準備をする。前向きな議論を交わすという意味では良いと思う。」など、賛成意見が多く出された。</p> <p>まとめ（協議結果）としては、 <b>『令和3年度の当初予算審査から質疑の事前通告を導入する』</b>とし、事前通告がなくても、これまでどおり質疑はできるものとした。</p>

## 調査項目(11)

### 議長及び副議長の選挙（所信表明）について

#### «まとめ（協議結果、結論）»

1.結論、まとめ	<ul style="list-style-type: none"><li>・議長選挙及び副議長選挙の際、所信表明を本会議場で行う。</li></ul>
2.理由	審査の中で委員から、「本市以外の県内各市議会が所信表明の機会を設けている。所信表明の必要性からしても、ぜひ、やるべきである。」、「議長・副議長ともに大事な役職であるので、本会議場でしっかり発言した方が良い。」、「議長選、副議長選という立場で表明するのであれば、議場でしっかりと発言した方が良い。」など、所信表明について賛成意見が多く出された。

## 調査項目(12)

### 議会基本条例の見直しについて

#### 《まとめ（協議結果、結論）》

##### 1. 議会基本条例への条文追加について（市議会大規模災害対応指針及び行動マニュアル）

1.結論、まとめ	<p>議会基本条例の中に、「いちき串木野市議会大規模災害対応指針及び行動マニュアル」に関する条文を追加する。</p>
	<p>「いちき串木野市議会大規模災害対応指針及び同行動マニュアル」については、令和2年9月定例会において議会改革推進特別委員長から、新たに指針等を策定することの中間報告がなされた。</p> <p>その後、施行日の確認、例規集等への掲載については、議会運営委員会での協議・確認が必要であることから、11月2日開催の議会運営委員会において、「施行日は、令和2年10月1日」とすること、「例規集への掲載については、例規集への掲載は行わず、議会基本条例に条文を追加する」ことで協議が整っている。なお、追加する条文の詳細については、議会改革推進特別委員会で協議するよう委ねられた。</p> <p>このような経緯により、第11回、第12回、第13回特別委員会において協議した結果、いちき串木野市議会基本条例へ下記により条文を追加することを決定した。</p>
2.理由	<p>《議会基本条例への条文の追加（大規模災害時の対応）》</p> <p>現在の議会基本条例第17条（議員の政治倫理）の後に、新たに第9章（大規模災害時の対応）を設けるとともに、第18条として「大規模災害時の対応」に関する条文を新たに加える。なお、現在の「第9章 最高規範性及び検証・見直し手続」は第10章となり、現在の第18条から第21条はそれぞれ1条ずつ繰り下がる。</p> <p><b>第9章 大規模災害時の対応（新設）</b> (大規模災害時の対応)</p> <p><b>第18条</b> 議会及び議員は、大規模災害時にあっては、市執行部と情報を共有・連携し、被災者の救援及び市の災害復旧のために、非常時に即した役割を果たさなければならない。</p> <p>2 議会及び議員の大規模災害時における対応は、別に定める「いちき串木野市議会大規模災害対応指針及びいちき串木野市議会大規模災害対応行動マニュアル」に基づくものとする。</p> <p><b>【解説】</b> 本市において大規模災害が発生した際の議会及び議員の対応や行動等を定めたもので、市執行部と情報を共有・連携しながら、必要な支援や協力をを行う。また、議決機関としての議会機能の維持に努めるほか、必要に応じて関係自治体の議会と連携を図ることを規定します。</p>

## 2. 議会基本条例（前文・第1条～第21条）の見直しについて

1. 結論、まとめ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会基本条例の前文(P1)中、下から3行目の「政治倫理の遵守」のあとに「、大規模災害時の対応」を加える。</li> <li>・議会基本条例第4条(P3)の解説4の文章中、「市民と語る会」を「議員と語る会」に改正する。</li> <li>・議会基本条例第20条(新第21条、P9)中、検証の回数「1年に1回」を「2年に1回」に改正する。</li> </ul>
2. 理由	<p>今回、制定後6年が経過した「いちき串木野市議会基本条例」について、議会活動や議会運営の現状に照らし合わせての確認作業を、すべての条文にわたり行った。 (第14回、第15回特別委員会で協議、確認)</p> <p>確認作業においては、条例を朗読しながら1条ずつ確認した。ほとんどの条文が変更なし（現状のとおり）と判断されたが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①大規模災害対応指針等の章及び条の追加に伴う前文の表記を一部変更</li> <li>②第4条解説における名称の変更</li> <li>③第20条の検証・見直しの回数（頻度）の変更</li> </ul> <p>以上3点については改正すべきとした。</p> <p>審査の中で、第20条の検証・見直しの回数（頻度）については、「検証は毎年すべきとの意見」や、「条例は遵守するのが当たり前で頻繁に検証をする必要性を感じないとして4年に1回でも良いとの意見」、「改選・構成替え（任期）に合わせて2年に1回で良いとの意見」など多くの意見が出され、協議の結果、2年に1回に改正することとした。</p> <p>そのほか、委員から「第20条の検証・見直しについては、今後、市民による諮問機関等をつくり検証する必要があるのではないか。議会基本条例にしても議員の政治倫理条例にしても、参考人制度や公聴会制度は活用されなかったことから、検証する機関を設けて、4年の任期のうちに検証・見直しを行うべき。」との意見が出された。</p> <p>改正が必要とされた箇所の今後の対応としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 前文及び第20条に関しては条例の一部改正議案により対応する</li> <li>(2) 第4条の解説については議員必携の差替えで対応する</li> </ol> <p>以上のとおりとした。</p>

## 調査項目(13)

### ○いちき串木野市議会大規模災害対応指針

令和2年10月1日

議会告示第1号

#### 1 制定の趣旨

令和元年（2019年）6月下旬から7月上旬にかけての梅雨前線豪雨により、大里川の堤防が決壊するなどの被害に見舞われた。災害発生以降、「議員はどのように行動すべきか」の指針がない中で、市議会、また、市議会議員として、災害時の行動指針の必要性を強く感じたところである。

このようなことから、大規模災害などの非常時においても二元代表制に基づき、議会が迅速な意思決定と多様な市民ニーズを反映するという議会機能の維持を図るため、いちき串木野市議会大規模災害対応指針を策定するものである。

#### 2 基本方針

議会は、議決機関として、市の重要な政策、計画、事業並びに予算及び決算について議論し、執行機関の市政運営状況を監視及び評価し、地域の実情に根ざした市の政策形成に向けた働きかけを行うなどの役割を担っている。

大規模災害時にあっては、これらの本来的な役割とは別に、市執行部と情報を共有・連携し、被災者の救援及び市の災害復旧のために非常に即した役割を果たすことが求められる。

このため、本市議会は、大規模災害時の議会としての基本方針を以下のとおり定める。

- (1) いちき串木野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が、災害対応に全力で専念し応急活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、大局的な見地から必要な協力・支援を行うこと。
- (2) 大規模災害時においても、議決機関としての議会機能の維持に努めること。
- (3) 国、県、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取組をバックアップすること。
- (4) 広域的な応援体制が必要と判断した時は、関係自治体の議会と積極的に連携を図ること。

#### 3 想定される大規模災害

この指針でいう大規模災害とは、いちき串木野市が地域防災計画に基づく災害対策本部を設置する基準に該当する災害を指す。

##### ○風水害

大雨、洪水、暴風等により土砂災害や河川の氾濫等の発生が予測され、災害対策本部が設置されたとき。

##### ○地震・津波

地震が発生し、災害対策本部が設置されたとき。

○原子力災害

原子力災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき。

○特殊災害

大規模な火災、海上災害、鉄道事故、道路事故、危険物等災害、石油備蓄基地で災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき。

○その他

新型インフルエンザ及び新型コロナウイルスなどの感染症で、いちき串木野市新型インフルエンザ等対策本部が設置されたとき。

#### 4 具体的な対応

大規模災害が発生した際の議員及び議会の対応については、別に定める。

#### 5 施行期日

この指針は、令和2年10月1日から施行する。

# ○いちき串木野市議会大規模災害対応行動マニュアル

〔令和2年10月1日  
議会告示第2号〕

この行動マニュアルは、いちき串木野市議会大規模災害対応指針（令和2年9月23日告示）に基づき、大規模災害が発生したときにおける議員及び議会の対応について定めるものとする。

## 1 初動期（災害が発生してから概ね24時間が経過するまで）

### （1）議員の対応

- ア 議員は、大規模災害の発生をテレビやラジオ等で知り得たときは、自身や家族の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。
- イ 議員は自身の安否を議会事務局へ連絡し、連絡体制を確立するものとする。

#### 連絡方法

1. 電話 0996-33-5648
2. FAX 0996-32-3124
3. メール [gikai1@city.ichikikushikino.lg.jp](mailto:gikai1@city.ichikikushikino.lg.jp)
4. 上記のすべてが不可能であれば、災害伝言ダイヤル（171）に録音する。

#### ○安否状況を録音する場合

171→1（録音）→0996-〇〇-〇〇〇〇

- ウ 議員は、災害情報を収集した場合は、議長に当該情報を提供する。
- エ 議員は、いちき串木野市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）への直接の問合せや要請・要望等は行わない。
- オ 災害対策本部との連絡は議長が議会事務局を通じて行うものとする。
- カ 災害発生時には緊迫した状況にあることが想定されることから、消防本部並びに関係課等への問合せや要請・要望等は慎むこと。（ただし、人命に関わる状況などの情報提供については、この限りではない。）
- キ 議員は、地域の一員として、まちづくり協議会や自治公民館などの関係者と協力し、市民の安否確認、避難支援等、安心安全の確保に努める。

### （2）議会の対応

- ア 議長は、速やかに登庁し、議会の災害対応に関する事務を総括する。議長が登庁できない場合、次の優先順位により、大規模災害対応における議長の職務を代行する。

1. 副議長
2. 議会運営委員会委員長
3. 総務厚生常任委員会委員長
4. 産業教育常任委員会委員長

- イ 議長は、議員からの情報を収集・整理し、議会事務局を通じて、当該情報を災害対策本部に提供する。
- ウ 議会事務局は、市の被害状況、災害対策本部の対応状況等の情報を議長に報告する。

エ 議長は、上記の報告を踏まえ、又は自らの判断により、必要に応じて、議員への周知・指示、関係議員の参集を求めるなどの対応を行う。

(3) 本会議（委員会）開会中における対応

- ア 議長（委員長）は、非常事態により、会議（委員会）の継続が困難であると認めたときは、発言の途中であっても、直ちに休憩又は延会（若しくは散会）を宣告することができる。
- イ 議場（委員会室）から避難が必要となった場合は、議長（委員長）は、傍聴者を避難誘導するとともに、災害対応にあたる。
- ウ 議員は、周囲に被災者等がいる場合には、その救出や支援を行う。
- エ 議員は、議長から今後の対応の指示があるまで、市庁舎に待機する。また、議長から退庁の指示が出た際は、議会事務局との連絡体制を確保したうえで自宅待機又は地域での支援活動等にあたる。
- オ 正副議長は、市庁舎に待機し、議会の災害対応に関する事務の総括にあたる。
- カ 議会事務局は、災害及び被害の状況の把握に努め、議長に報告する。
- キ 議員は、災害状況の確認をする場合は、議会事務局を通じて行う。

2 初動期経過後（おおよそ1週間以内）

(1) 議員の対応

- ア 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- イ 議員は、地域の被害状況、被災者の要望等の情報収集に努め、必要に応じ、議長に当該情報を提供する。これを受けて、議長は情報を取りまとめ、必要に応じて、災害対策本部に要請・要望等を行う。
- ウ 議員は、地域の一員として、避難所の支援など市民の安心安全の確保及び応急対応にあたり、地域における取組が円滑に行われるよう努める。

(2) 議会の対応

- ア 議長は、議員からの情報を収集・整理し、議会事務局を通じて、当該情報を災害対策本部に提供する。
- イ 議会事務局は、市の被害状況、災害対策本部の対応状況等の情報を議長に報告する。
- ウ 議長は、収集・把握した情報を議員に提供する。
- エ 議長は、必要に応じて、議会運営委員会を開催した後、議員全員協議会を開催し、今後の対応について協議する。
- オ 議長は、災害の状況を踏まえ、国、県、関係公共機関等に対し、適時適切な要望活動を行う。
- カ 議長は、広域的な応援体制が必要と判断した時は、関係自治体の議会と積極的に連携を図る。

※この行動マニュアルは、令和2年10月1日から施行する。

## 情報の流れについて(イメージ図)

